

## 行政委託型公益法人等改革の実施計画（補助金等関係）中間とりまとめ

### 1. これまでの取組

行政委託型公益法人等に対する国の関与の在り方については、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定、以下「大綱」）に基づき、官民の役割分担の徹底、規制改革の推進、財政負担の縮減・合理化、行政の説明責任の確保と透明性の向上という観点から、行政改革推進事務局（以下「事務局」）においてその見直しに取り組んできている。

具体的には、7月23日に行政改革推進本部で了承された「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」（以下「具体化方針」）に沿って、各府省からヒアリング等を行いながら、精査・検討を行ってきている。行政委託型公益法人等改革の全体については、平成13年度末を目途に実施計画を閣議決定することとされているが、予算に関する事項（いわゆる「第三者分配型」、「補助金依存型」、「役員報酬助成」）については、「平成14年度予算に積極的に反映させるよう取り組んでいくこと」との総理指示を踏まえ、平成14年度予算編成過程に併せて検討を進めることとした。

この中間とりまとめは、「第三者分配型」、「補助金依存型」、「役員報酬助成」について、個々の事項の措置内容を整理したものである。

### 2. 中間とりまとめの概要

#### (1) 全体的な状況

今回の中間とりまとめにおいて、個々の措置内容の全体的な状

況は、以下のとおりである（括弧内は、13年度までに措置の数で内数）。

#### 「第三者分配型」

13年度以降措置を要するもの 208件

- ・ 補助金等廃止（50%未満改善後廃止を含む。）  
98件（52件）
- ・ 国から直接交付  
25件（18件）
- ・ 50%未満に改善  
49件（40件）
- ・ その他  
36件

#### 「補助金依存型」

12年度末において措置対象に該当するもの 87法人

- ・ 補助金等廃止（2/3未満改善後廃止も含む。）  
9法人（5法人）
- ・ 2/3未満に改善  
49法人（27法人）
- ・ その他  
29法人

#### 「役員報酬助成」

13年度において予算措置を行っているもの 32件

- ・ 廃止  
31件（13件）
- ・ その他  
1件

(注)「その他(特段の理由がある場合)」の扱い

個別の措置内容の中には、特段の合理的理由が認められることから「その他(特段の理由がある場合)」としているものがある。これらについては、それぞれの理由を「具体的な措置内容等」の欄に明示している。

## (2) 共通する留意点

今回の中間とりまとめの措置を実施するに当たっては、事務・事業の整理、合理化に努める必要がある。

また、国からの直接交付への移行など公益法人に委託等を行っている事務・事業の国への移管・直轄化に当たっては、国の既存の類似事務・事業との統合・一括化を図るとともに、行政組織の肥大化につながらないよう、既存体制の合理的再編成により対応すること等に留意する必要がある。

なお、独立行政法人への事務・事業の移管の是非を引き続き議論すべきと考えられるものもあり、これらについては、特殊法人等改革における整理合理化計画も踏まえ、必要な検討を行い、実施計画決定までに結論を得る。

また、独立行政法人への事務・事業の移管を行う際は、国が実施する関連事務・事業も併せて移管することによる効率化の可否についても検討することとする。

## (3) 新たなルール

「具体化方針」において、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、「新たなルール」を検討するとしていたが、今回の中間とりまとめと併せ、補助金等に関する新たなルールの骨子を別添のとおりとりまとめた。

なお、これらの内容については、検査・検定等に関するルールと一体的なものとして実施計画に併せて決定することとする。

## 3. 今後のスケジュール

今回の中間とりまとめの措置内容に加え、検査等の事務・事業を含めた行政委託型公益法人等改革全体の実施計画を年度内を目途に政府として決定し、平成17年度までの改革期間内に確実に実施に移していくこととする。

(別添)

「新たなルール(補助金等関係)」骨子

1. 基本方針

補助金・委託費等(以下「補助金等」)に関する新たなルールの目的

例外事項(「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態が改善できないもの)について、その合理的理由等をオープン化

「第三者分配型」、「補助金依存型」状態を解消するものについて、その達成状況をオープン化

公益法人向け補助金等全般を透明化した上で、合理的理由のない「第三者分配型」、「補助金依存型」、及び「役員報酬助成」が新たに生じることを防止(新規発生防止)

上記目的を達成するため、補助金等について以下の方針を基本に新たなルールを設定

・ 、 については、**徹底的、効果的なディスクロージャー、政策評価の実施**

・ については、徹底的、効果的なディスクロージャーを**公益法人向け補助金等全般に拡大**

その上で、新規発生防止について、**予算段階での管理や執行ルールの公正透明化**を含め、今後検討。

以下に掲げる具体的措置のほか、新規発生防止、検査・検定等

に関するルールも含め、年度末には実施計画と併せて閣議決定を行うこととする。

2. 具体的措置

(1) 例外事項の合理的理由等のオープン化、改革の達成状況のオープン化

)各府省において以下の措置を実施。

例外事項の合理的理由、依存状態解消のための改善計画、改革の達成状況をインターネットで公表するとともに、それらに関し「公益法人に関する年次報告」でも公表。

例外事項に関わる個々の補助金等の政策的必要性を始めとした合理的理由を検証するため、3～5年ごとに政策評価を実施し、その結果を公表。

・ 初回は改革期間内(平成17年度末まで)に実施。

)「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は交付先の公益法人が以下の事項をインターネットで公表するよう指導。

公益法人における助成・給付事業の内容、助成基準、決定方法等。

国からの補助金等のみを用いて助成・給付事業を実施している場合、当該事業に関し国が定める基準。

## (2) 公益法人向け補助金等全般の透明化と新規発生防止

) 公益法人向け補助金等全般を透明化するため、以下の措置を実施。

補助金等に係る事業概要、主な使途、交付先選定理由をインターネットで公開。

補助金等を執行するに当たって、これらに係る会計を区分経理することを交付の条件とする。

) 新規発生防止については、年度末の実施計画の決定に併せて措置することに向け、今後、具体的措置を検討。

(付注)

### 中間とりまとめ(個表)の見方について

- (1) 表中「措置予定時期」の欄については、例えば「補助金等の年収比率を2 / 3未滿に改善」という措置方針が「平成13年度」とある場合は、13年度の末までにおける予算措置等の所要の措置を通じ、翌年度より直ちに改善されることを意味する。
- (2) 各府省から実施計画案の提出があったもののうち、「第三者分配型」の中で、平成13年度から補助金等の廃止等により改善されているものについては、今回の中間とりまとめの対象から外している。
- (3) 「補助金等」の欄外において「\*」を記したものは、11月2日の「行政委託型公益法人等改革の実施計画各府省案(補助金等関係)に対する事務局コメント」公表後に、各府省との調整・検討の過程で「第三者分配型」、「補助金依存型」に該当することが判明したことから、新たに追加したものである。